

# 令和4年度大学設置基準等の改正を受けた 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令案について

## 1. 背景

- 大学設置基準等の令和4年度改正により、教育課程等に関する事項に関し、文部科学大臣の認定を受けた場合は、大学設置基準等の特例対象規定の全部又は一部によらない教育課程を編成することができる制度(以下「設置基準特例」という。)が創設された。
- 教職課程の基準については、大学設置基準等のほか、教育職員免許法施行規則(以下「免許法施行規則」という。)においても所要の規定が設けられており、設置基準特例に対応した免許法施行規則の改正が必要。

## 2. 改正内容(特例対象規定について)

- 文部科学大臣(教員養成部会)の教職課程の認定に関し、免許法施行規則の一部の規定を適用しない特例を設けることにより、設置基準特例を受けた大学の教職課程についても先導的な取組を行うことを可能とするもの。
- 設置基準特例と、本改正による特例の対象となる免許法施行規則上の教職課程に関する規定との関係は以下のとおり。

本改正に係る設置基準特例		免許法施行規則上の規定	
特例対象規定 (大学設置基準)	設置基準特例 適用による効果	教職課程の規制 (免許法施行規則)	本改正による 特例の認定を受けた 場合の効果
授業科目の自ら開設 の原則 (第19条第1項)	複数大学間で連携 して教育課程を開 設すること等が 可能	教職課程の授業科目の 自ら開設の原則 (第22条第1項)	複数大学間で連携し て教育課程を開設 すること等が可能
		他の大学が開設する各教 科の指導法に関する科目 等を自大学開設とみなす 場合、各科目の単位数の 3割が上限 (第22条第4項)	設置基準特例で認め られた範囲内で3割 を超える各科目の 単位数を自大学開設 とみなすことが可能
大学連携推進法人等 による連携開設科目 に係る30単位上限 (第32条第6項)	30単位を超える科 目の連携開設が 可能	他大学との連携開設科目 を自大学開設とみなす場 合、第4項でみなす科目 と合わせ免許取得に必要 な最低単位数の8割が 上限(第22条第3項)	設置基準特例で認め られた範囲で最低単 位数の8割を超える 単位を自大学開設と みなすことが可能

- なお本改正による教職課程の特例の認定に係る審査は教員養成部会(課程認定委員会)で実施し、具体的な審査の方法等については今後、課程認定基準の改定等により対応する予定。

## 3. 施行予定日

公布の日(予定)

## 関係規定（抄）

### ○大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）

（教育課程の編成方針）

第十九条 大学は、学校教育法施行規則第百六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2・3 （略）

（連携開設科目に係る単位の認定）

第二十七条の三 大学は、学生が他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した連携開設科目について修得した単位を、当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

（他の大学、専門職大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第二十八条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が大学の定めるところにより他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、六十単位を超えない範囲で当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 （略）

（卒業の要件）

第三十二条 卒業の要件は、百二十四単位以上を修得することのほか、大学が定めることとする。

2～5 （略）

6 第一項から第四項まで又は第四十二条の九の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第二十七条の三の規定により修得したものとみなすものとする単位数は三十単位を超えないものとする。

### 第十四章 教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な取組に関する特例

第五十七条 この省令に定める教育課程又は施設及び設備等に関する事項に関し、その改善に係る実証的な成果の創出に資する先導的な取組を行うため特に必要があると認められる場合であつて、大学が、当該先導的な取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う大学であることの文部科学大臣の認定を受けたときには、文部科学大臣が別に定めるところにより、第十九条第一項、第二十二條、第二十八条、第二十九条第二項、第三十条第四項、第三十二条第五項若しくは第六項、第三十七条、第三十七条の二、第四十一条第三項（基幹教員数に係る部分を除く。）、第四十二条の八、第四十五条第一項から第三項まで、第四十七条、第四十八条、第五十二条第二項、第五十四条第一項若しくは第二項、第五十六条の六又は第五十六条の七第二項若しくは第三項の規定（次項において「特例対象規定」という。）の全部又は一部によらないことができる。

2 教育課程等特例認定大学（前項の規定により認定を受けた大学をいう。）は、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め、公表するものとする。

### ○教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）

第二十二條 認定課程を有する大学は、免許状授与の所要資格を得させるために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成しなければならない。

2 （略）

3 認定課程を有する大学は、大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項、専門職短期大学設置基準第八条第一項又は専門職大学院設置基準第六条の三第一項の規定により他の大学が当該大学と連携して開設する授業科目を第一項及び第二項の規定により開設する授業科目とみなすことができる。この場合において、当該みなすことができる授業科目の単位数は、第四項の規定によりみなす授業科目の単位数と合わせて免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二に規定する科目の最低単位数の八割を超えないものとする。

4 認定課程を有する大学は、教育上有益と認めるときは、大学設置基準第二十八条第一項（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第二十四条第一項、短期大学設置基準第十四条第一項、専門職短期大学設置基準第二十一条第一項又は専門職大学院設置基準第十三条第一項、第二十一条第一項若しくは第二十七条第一項の規定により大学が定める他の大学の授業科目として開設される各教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目等及び特別支援教育に関する科目を第一項及び第二項の規定により開設する授業科目とみなすことができる。この場合において、当該みなすことができる授業科目の単位数は、第二条第一項、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第七条第一項、第九条及び第十条の表に規定する当該科目の単位数のそれぞれ三割を超えないものとする。

5・6 （略）

○文部科学省令第 号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）別表第一備考第一号及び第五号イの規定に基づき、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年 月 日

文部科学大臣 永岡 桂子

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令

教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第十条の三 免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、<u>認定課程</u>(第十九条に規定する認定課程をいう。以下この条において同じ。)を有する他の大学において修得した科目の単位のうち、<u>大学設置基準第二十七条の三</u>(大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。)、<u>専門職大学設置基準第二十三条</u>、<u>短期大学設置基準第十三条の三</u>、<u>専門職短期大学設置基準第二十条</u>又は<u>専門職大学院設置基準</u>(平成十五年文部科学省令第十六号)第十二条の規定により認定課程を有する大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができる。</p> <p>2・3 「略」</p> <p>第二十二條 「略」</p> <p>255 「略」</p> <p>6 認定課程を有する大学であつて、<u>大学設置基準第五十七条第一項</u>、<u>専門職大学設置基準第七十六条第一項</u>、<u>大学通信教育設置基準第十二条第一項</u>、<u>短期大学設置基準第五十条第一項</u>、<u>専門職短期大学設置基準第七十三条第一項</u>又は<u>短期大学通信教育設置基準第十二条第一項</u>の規定による認定を受けたものが、これらの規定に定める先導的な取組により当該大学の認定課程を適正に実施できるものと認められる旨の文部科学大臣の認定を受けたときは、<u>第一項中「授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を」とあるのは「教育課程を体系的に」と、第三項中「授業科目を第一項」とあるのは「授業科目を第一項の規定に</u></p>	<p>第十条の三 免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、<u>認定課程</u>を有する他の大学において修得した科目の単位のうち、<u>大学設置基準第二十七条の三</u>(大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。)、<u>専門職大学設置基準第二十三条</u>、<u>短期大学設置基準第十三条の三</u>、<u>専門職短期大学設置基準第二十条</u>又は<u>専門職大学院設置基準</u>(平成十五年文部科学省令第十六号)第十二条の規定により認定課程を有する大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができる。</p> <p>2・3 「同上」</p> <p>第二十二條 「同上」</p> <p>255 「同上」</p> <p>「項を加える。」</p>

<p>より編成する教育課程を構成する授業科目」と、「第四項の規定によりみならず授業科目の単位数と合わせて免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二に規定する科目の最低単位数の八割」とあるのは「第六項に規定する先導的な取組を行うために必要なものとして文部科学大臣が認めた割合」と、第四項中「科目を第一項」とあるのは「科目を第一項の規定により編成する教育課程を構成する授業科目」と、「第二条第一項、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第七条第一項、第九条及び第十条の表に規定する当該科目の単位数のそれぞれ三割」とあるのは「第六項に規定する先導的な取組を行うために必要なものとして文部科学大臣が認めた割合」とする。</p>	<p>7   「略」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>6   「同上」</p>

## 附 則

この省令は、公布の日から施行する。

読 替 後	読 替 前
<p>第二十二條 認定課程を有する大学は、免許状授与の所要資格を得させるために必要な教育課程を体系的に編成しなければならない。</p> <p>2 (読替せず)</p> <p>3 認定課程を有する大学は、大学設置基準第十九條の二第一項（大学院設置基準第十五條において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一條第一項、短期大学設置基準第五條の二第一項、専門職短期大学設置基準第八條第一項又は専門職大学院設置基準第六條の三第一項の規定により他の大学が当該大学と連携して開設する授業科目を第一項の規定により編成する教育課程を構成する授業科目及び第二項の規定により開設する授業科目とみなすことができる。この場合において、当該みなすことができる授業科目の単位数は、第六項に規定する先導的な取組を行うために必要なものとして文部科学大臣が認めた割合を超えないものとする。</p> <p>4 認定課程を有する大学は、教育上有益と認めるときは、大学設置基準第二十八條第一項（大学院設置基準第十五條において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第二十四條第一項、短期大学設置基準第十四條第一項、専門職短期大学設置基準第二十一條第一項又は専門職大学院設置基準第十三條第一項、第二十一條第一項若しくは第二十七條第一項の規定により大学が定める他の大学の授業科目として開設される各教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目等及び特別支援教育に関する科目を第一項の規定により編成する教</p>	<p>第二十二條 認定課程を有する大学は、免許状授与の所要資格を得させるために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成しなければならない。</p> <p>2 (読替せず)</p> <p>3 認定課程を有する大学は、大学設置基準第十九條の二第一項（大学院設置基準第十五條において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一條第一項、短期大学設置基準第五條の二第一項、専門職短期大学設置基準第八條第一項又は専門職大学院設置基準第六條の三第一項の規定により他の大学が当該大学と連携して開設する授業科目を第一項及び第二項の規定により開設する授業科目とみなすことができる。この場合において、当該みなすことができる授業科目の単位数は、第四項の規定によりみなす授業科目の単位数と合わせて免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二に規定する科目の最低単位数の八割を超えないものとする。</p> <p>4 認定課程を有する大学は、教育上有益と認めるときは、大学設置基準第二十八條第一項（大学院設置基準第十五條において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第二十四條第一項、短期大学設置基準第十四條第一項、専門職短期大学設置基準第二十一條第一項又は専門職大学院設置基準第十三條第一項、第二十一條第一項若しくは第二十七條第一項の規定により大学が定める他の大学の授業科目として開設される各教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目等及び特別支援教育に関する科目を第一項及び第二項の規定により</p>

育課程を構成する授業科目及び第二項の規定により開設する授業科目とみなすことができる。この場合において、当該みなすことができる授業科目の単位数は、第六項に規定する先導的な取組を行うために必要なものとして文部科学大臣が認めた割合を超えないものとする。

5  
5  
7  
(読替せず)

開設する授業科目とみなすことができる。この場合において、当該みなすことができる授業科目の単位数は、第二条第一項、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第七条第一項、第九条及び第十条の表に規定する当該科目の単位数のそれぞれ三割を超えないものとする。

5  
5  
7  
(読替せず)



## 大学設置基準等改正要綱

### 一 大学設置基準の改正

#### 1 総則

- (一) 入学者選抜及び教育課程の編成について、学校教育法施行規則に定める三つのポリシー（「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」）に基づき行うものとするを明確化すること。
- (二) 大学は自己点検・評価、認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことを明確化すること。

#### 2 教育研究実施組織等

- (一) 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。
- (二) 大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。
- (三) 大学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。
- (四) 大学は、教育研究実施組織及び厚生補導の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学運営に係る企画立案、当該大学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。

#### 3 基幹教員等

- (一) 大学は、各教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として基幹教員（教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であって、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該大学の教育研究に従事するものに限る。）又は一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下同じ。）に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。
- (二) 大学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができることとする。また、大学は、学生等の指導補助者に対する必要な研修を行うものとする。
- (三) 大学における基幹教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び

規模に応じ定める基幹教員の数と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める基幹教員の数を合計した数以上とすること。

- (1) 別表第一及び別表第二に定める基幹教員数の半数以上は原則として教授とすることとし、四分の三以上は専ら当該大学の教育研究に従事する教員とすること。
- (2) 別表第一に定める基幹教員数には、一の基幹教員は、同一大学ごとに一の学部についてのみ算入するものとする。ただし、複数の学部（他の大学若しくは専門職大学に置かれる学部又は短期大学に置かれる学科を含む。）において、それぞれ一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当する基幹教員は、当該学部について当該基幹教員数の四分の一の範囲内で算入することができることとすること。
- (3) 別表第二に定める基幹教員数には、別表第一の基幹教員数に算入した基幹教員の数を算入しないものとする。
- (4) 専門職学科を置く学部において基幹教員数として算入することができる、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う基幹教員以外の者については、複数の学部について算入する基幹教員の数等と合わせて、別表第一に定める基幹教員数の四分の一を超えないものとする。

#### 4 単位数の算定方法

- (一) 単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位として単位数を計算するものとする。

#### 5 校地、校舎等の施設及び設備等

- (一) 校地について、学生間の交流及び学生と教員等との間の交流の場としての役割を明確化すること。
- (二) 大学は、学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舍、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。
- (三) 大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。また、研究室は、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものとする。
- (四) 大学は、教育研究を促進するため、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。また、図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする。

## 6 教育課程等に係る特例制度

- (一) 教育課程又は施設及び設備等に関する事項に関し、その改善に係る実証的な成果の創出に資する先導的な取組を行うため特に必要があると認められる場合であつて、大学が、当該先導的な取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う大学であることの文部科学大臣の認定を受けたときには、文部科学大臣が別に定めるところにより、この省令上の特例対象規定の全部又は一部によらないことができることとする。
- (二) (一)の認定を受けた大学は、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め、公表するものとする。

## 7 その他の改正事項

- (一) 一年間の授業を行う期間は、三十五週にわたることを原則とすること。
- (二) 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、八週、十週、十五週その他の大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。
- (三) 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。
- (四) 卒業の要件は、百二十四単位以上を修得することのほか、大学が定めることとする。
- (五) 専門職学科を設ける大学が当該専門職学科の一の授業科目について、同時に授業を行う学生数は四十人以下であることを明示した上で、その例外が認められるのは、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、十分な教育効果を上げることができると認められる場合であることを明確化すること。

## 二 大学通信教育設置基準の改正

### 1 授業の方法等

- (一) 印刷教材等による授業に関し、印刷教材その他これに準ずる教材の内容をインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供することも可能であることを明確化すること。
- (二) 放送授業に関し、インターネット等を通じて提供する映像、音声等の視聴により学修させる授業も含まれることを明確化すること。

## 三 施行期日等

- 1 この省令は、令和四年十月一日から施行すること。
- 2 この省令の施行に伴い必要な経過措置等について定めること。
- 3 専門職大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準、短期大学通信教育設置基準、専門職短期大学設置基準、高等専門学校設置基準等について、一及び二に関連する所要の規定の整備を行うこと。

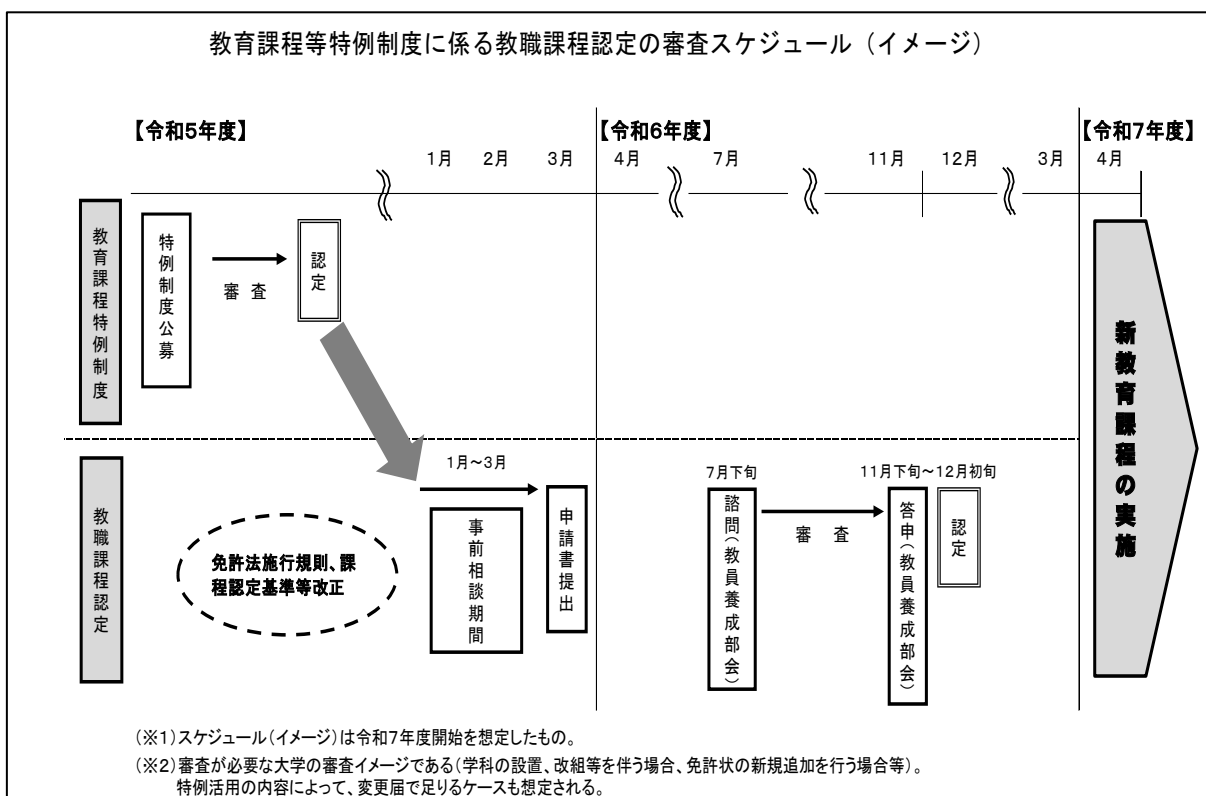
## 教育課程等特例制度に係る教職課程認定の審査手続等について

### 1. 教職課程認定上の基本的な取扱いについて

- 特例制度を活用した大学が教職課程認定を受けることができるよう、教育職員免許法施行規則(以下、「規則」という。)の改正に伴い、教職課程認定基準等を改正し、通常の審査と併せ、特例制度に関する内容についても審査を行う。

### 2. 特例制度に係る審査の流れについて

- 特例制度の活用による新規の課程認定申請を令和7年度開設と想定した場合、審査スケジュールは以下のような流れとなる。



### 3. 審査の方法等について

- 通常の課程認定においては、新しく「認定を受けようとする課程」について、大学は文部科学大臣へ申請することとなっている(規則第21条第1項)。また、認定を受けた教育課程について変更を行う場合は、大学は文部科学大臣に届け出なければならない(同第21条第2項)。このため、課程認定の申請・審査が必要なケースは、教職課程を新規で設置する場合や、学部・学科等の設置や改組等に伴い改めて教職課程を申請し直す場合であり、それ以外の教育課程の変更は変更届で手続を行う。

- 今回の特例制度の内容については、大学設置基準等の適用除外項目が多岐にわたること、また、大学がその一部又は全部を適用除外とすることができることから、どの範囲・程度・組み合わせで特例制度を活用し教育課程の編成等を行うかは申請大学により多種多様になることが予想されるが、概ね、審査等手続の在り方としては、以下の3パターンが考えられる。

**<パターン①> 通常の課程認定審査が必要なケース**

**(手続:申請・諮問・審査)**

例)

- ・学科等の新設、改組、新たな免許課程の設置に併せ、特例制度を活用する大学
- ・特例制度の活用により自ら開設原則を外し、複数大学で新たに「連携教職課程」と事実上同様の教職課程を設置し申請する大学

(審査事項) 教育課程、教員審査、教育実習、施設・設備、特例の内容・適否

**<パターン②> 上記に該当するもの以外で、「先導的な取組を行うために必要なものとして文部科学大臣が認める割合」の審査が必要なケース**

**(手続:申請・諮問・審査)**

例)

- ・既存の課程認定学科が、特例制度を活用し、単位互換科目の上限3割を超え、6割に設定する大学

(審査事項) 教育課程と特例の内容・適否

**<パターン③> 教育課程の変更届のみで足りるケース**

**(手続:特例活用の変更届)**

例)

- ・特例制度を活用し、大学設置基準上の遠隔授業の60単位上限を適用除外の上、教職課程の科目の一部をオンライン化する大学

(届出事項) 教育課程と特例の内容

#### 4. 認定後の質担保について

- 中教審教員養成部会の実地視察により、特例制度大学についてはフォローアップを行う(教職課程認定大学実地視察規程(平成13年7月19日教員養成部会決定)の改正を予定)。